

## 第2 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は別棟として取扱ってさしつかえないものであること。
  - (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合
    - ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。
    - イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、木造以外の場合は6m未満であること。（図2-1参照）

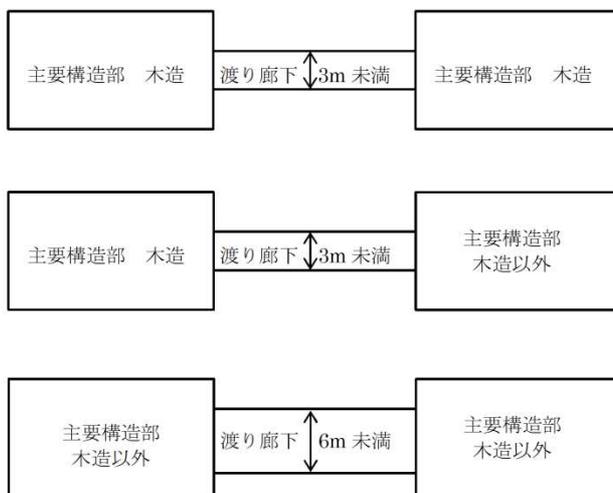


図2-1

- ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。（図2-2参照）ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。

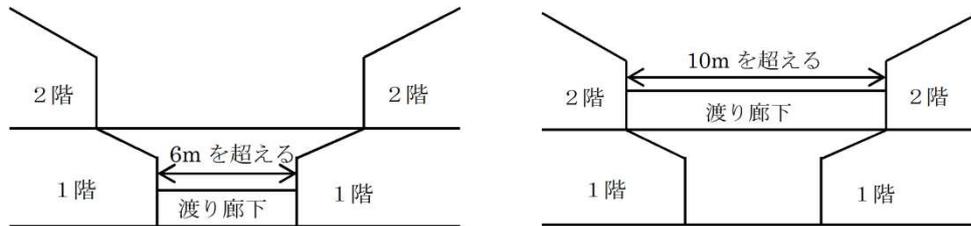


図 2-2

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3m 以内の距離にある部分に限る。次のイ)において同じ。）については、次の a 又は b によること。（図 2-3 参照）

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
- b a 以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(イ) (ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m<sup>2</sup>以下の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

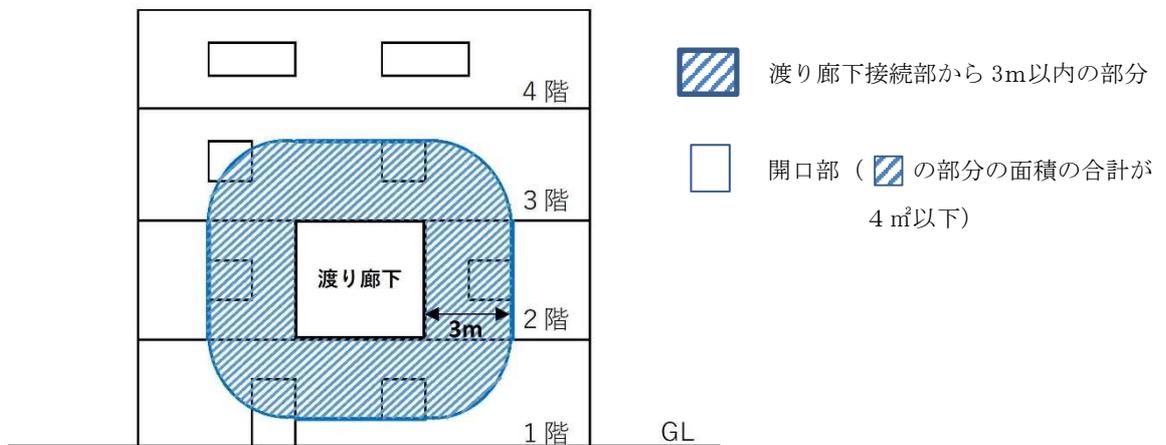


図 2-3

(ウ) 渡り廊下については次の a 又は b によること。

- a 吹き抜け等の開放式であること。また、前記載の開放式であっても、渡り廊下の長さが短いものについては 2(1)ウ(ウ) b (b)に適合させることが望ましい。
- b a 以外のものについては次の(a)から(c)までに適合するものであること。
  - (a) 建基令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。
  - (b) 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも 4 m<sup>2</sup>以

下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

A 自然排煙用開口部については、その面積の合計が $1\text{ m}^2$ 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $1/3$ 以上の幅で長さ $1\text{ m}$ 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の $1/3$ 以上の長さで高さ $1\text{ m}$ 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

B 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合、次のアからクまでに適合する場合

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分のいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は $6\text{ m}$ 以上であり、その幅員は $6\text{ m}$ 未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。（図2-4参照）

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ オの出入口の開口部の面積は $4\text{ m}^2$ 以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

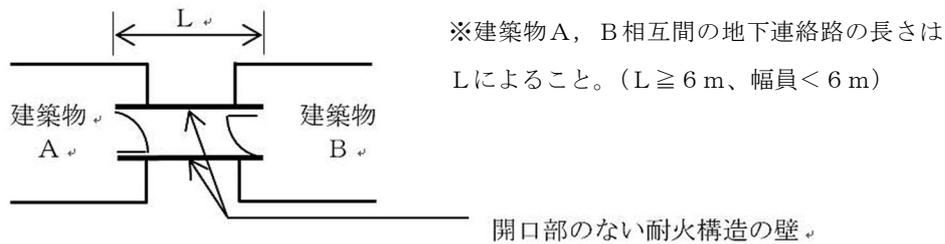


図2-4

ク 地下連絡路には、2(1)ウ(ウ) b(c) Bにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

(4) 建築物と建築物の庇または屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合

建築物相互が構造的に結合されていないものについては、2のその他これらに類するものには含まない。(図2-5参照)

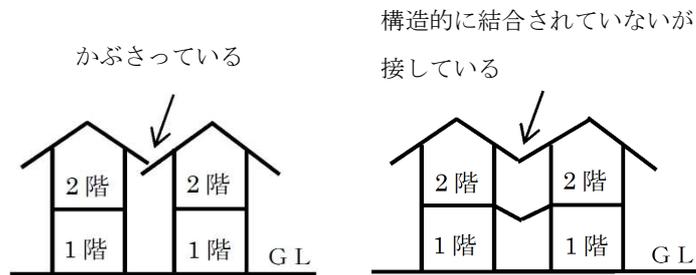


図2-5 (別棟として取り扱うことができる例)

- (5) エキスパンジョイントで建築物相互が接続されている場合  
エキスパンジョイントで接続されている建築物全体を1棟として取り扱うこと。